

○新庄市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付規程

昭和 6 0 年 3 月

告示第 4 号

改正 平成 2 年 3 月告示第 7 号

平成 3 年 3 月告示第 6 号

平成 4 年 3 月告示第 1 8 号

平成 2 6 年 3 月告示第 2 4 号

平成 2 7 年 2 月告示第 7 号

令和 5 年 5 月告示第 1 0 8 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、がけ地の崩壊等により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域に存する住宅（以下「危険住宅」という。）の移転を促進し、住民の災害防止と民生の安定に寄与するため、危険住宅の移転を行う者（住宅金融支援機構又は一般の金融機関の親族住用住宅のための貸付けを受けて親族の居住する危険住宅の移転を行う者を含む。以下「移転者」という。）に補助金を交付する場合において、新庄市補助金等交付規則（昭和 5 5 年規則第 9 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(平 2 6 告 2 4 ・ 一部改正、令 5 告 1 0 8 ・ 一部改正)

(補助対象事業)

第 2 条 補助金の交付の対象となる事業は、国が定める社会資本整備総合交付金交付要綱（平成 2 2 年 3 月 2 6 日付国官会第 2 3 1 7 号国土交通省事務次官通知）に基づく社会資本整備総合交付金の交付対象となる事業のうち、次の各号のいずれかの区域内に現に存する危険住宅の移転を行う事業とする。

(1) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成 1 2 年法律第 5 7 号。以下「土砂災害防止法」という。) 第 9 条第 1 項に基づき山形県知事が指定した土砂災害特別警戒区域

(2) 山形県建築基準条例(昭和 3 6 年山形県条例第 1 5 号。以下「県条例」という。)第 1 条の 2 に規定する災害危険区域

(3) 県条例第 4 条の 2 の規定により建築物の建築が制限される区域

(平 2 6 告 2 4 ・ 全改、平 2 7 告 7 ・ 一部改正、令 5 告 1 0 8 ・ 一部改正)

(補助対象経費及び補助金の額)

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、別表の補助対象経費欄に掲げる経費とし、補助金の額は、同表の危険住宅1戸当たりの上限額を合計した額以内の額とする。ただし、補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

2 危険住宅に代わる住宅を新築する場合は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という）で定める建築物エネルギー消費性能基準に適合するものについてのみ補助の対象とする。

（補助対象者）

第3条の2 補助金の交付の対象となる者は、移転者であって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 自ら及び自らと生計を一にする者に市税等の滞納がある者
- (2) 新庄市暴力団排除条例（平成23年条例第22号）に規定する暴力団員等又は暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者

（平26告24・全改、令5告108・一部改正）

（補助金交付申請）

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第3条に規定する補助金等交付申請書（事業計画書及び収支予算書を含む。）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 危険住宅附近見取図（位置図）
- (2) 危険住宅現況図（断面図及び配置図）
- (3) 移転先地現況図（断面図及び配置図）
- (4) 建設費及び移転費並びに除却費用等の見積書
- (5) 借入金支払利息見積書
- (6) 現況写真
- (7) その他特に必要と認められるもの

（事業の着手及び完了の報告）

第5条 補助金の交付の決定を受けた者は、事業の着手前7日までに工事着手届（別記様式第1号）を、竣工後は直ちに完了報告書（別記様式第2号）を市長に提出しなければならない。

2 補助金の交付の決定を受けた者は、事業が完了したときは、事業の完了後直

ちに完了報告書（別記様式第2号）に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業完了の状況が把握できる写真
 - (2) 工事又は売買に係る契約書及び領収書の写し
 - (3) 借入金の利子総額を証する金融機関等の証明書
 - (4) その他特に市長が必要と認めるもの
- (提出書類の部数等)

第6条 この規程により市長に提出する書類は、1部とする。

附 則

この規程は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（平成2年3月告示第7号）

この規程は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成3年3月告示第6号）

この規程は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成4年3月告示第18号）

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月告示第24号）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年2月告示第7号）

この告示は、令和5年5月30日から施行する。

附 則（令和5年5月告示第108号）

この規程は、告示の日から施行する。

別表

(平26告24・全改、令5告108・一部改正)

補助対象経費	危険住宅1戸当たりの 上限額
移転者が危険住宅の除却に要する経費	住宅局標準建設費等通知（当該年度）に定める除却工事費
移転者が引越等に要する経費	975,000円

移転者が危険住宅に代わる住宅（土砂災害防止法第7条の規定により山形県知事が指定した土砂災害警戒区域の区域内にあるものを除く。）の取得（新築により取得する場合にあっては、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合する住宅の取得に限る。）に要する資金（当該住宅の取得に必要な土地の取得に要する資金を含む。）を金融機関その他の機関から借り入れた場合において、当該借入金に係る利子（年利8.5%を上限とする。）に相当する額の経費	建物	3,250,000円
	土地	960,000円